



自由にものを言いたい  
監視されたくない  
わたしたちは犯罪者?  
**「もの言う」自由を守る会**  
ニュース18号  
2021年1月5日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内  
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす  
**「もの言う」自由を守る会**  
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>  
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

# 公安警察の証人採用に向けて踏み出す

## 岡本浩明・弁護団副団長

去る12月11日、裁判所で、裁判の今後の進め方などを打ち合わせる、進行協議という期日がありました。この手続きは、一般の方は傍聴はできませんが、裁判の当事者である、裁判所、原告、被告県及び国は、出席しました。

この間、原告から、法廷で話を聞くべきだとして、複数の証人を申請していました。内訳は、意見交換会に参加した大垣警察署員及びシーテックの従業員、意見交換会を指示したであろう当時の大垣警察警備課の課長及び岐阜県警本部警備一課の課長、さらに、当時の警察庁の警

備局長です。

被告国及び県は、いずれの証人も必要ないなどと抵抗しました。証人対象となった警察官についても、退職するなどしており、住所も分からないということでした。

裁判の手続きとして、証人を申請するためには、その人の住所や氏名を特定して行うのが原則です。ただ、当然、原告側は、警察官の住所はおろか、氏名も分かりません。対して被告県（岐阜県警）は、調べればすぐに分かることです。このようなことから、前々回（10月）の

## 裁判はいよいよ山場 今後の展開は？

**1月27日(水) 行動と集会にご参加を！**

**12:30～ 訴え＋署名提出行動 @岐阜地裁前**

**13:00～ 裁判報告討論集会Ⅱ @岐阜市民会館2F**

進行協議で、裁判所から、被告県に対し、県側で調べられないかと、水を向けられました。裁判所から協力を求められたにもかかわらず、被告県は、消極的でした。具体的な事実について認否をせず裁判手続きに真摯に向き合おうとしない被告県や被告国の不誠実な対応は、このような場面でも一貫していました。

ところが、先日の進行協議の直前、一転して、被告県は、証人候補者の警察官の氏名や住所などを回答する、と連絡をしてきました。

その後、進行協議で、大垣警察署員やシーテックの従業員、岐阜県警本部警備一課長について、証人として法廷で話を聞くという方向でまとまりつつあります。もしかしたら証人を一人も呼べないかもしれないという危惧があっただけに、まずは壁を一つ突破できて一安心で

す。加えて、岐阜県警の課長まで証人で呼び出すことができそうなのは、大きな成果だと思います。本件の真相を究明するためには、末端の大垣警察署員だけでは足りないからです。

ただ、さらに深く真相を究明するためには、岐阜県警だけでも足りません。公安警察の実態は国家警察ですので、指揮命令系統の本丸である警察庁の警備局長を証人として呼び出してこそ、実態の解明につながります。警察庁の警備局長を法廷に引っ張り出すことが、今後の大きな目標になります。

そのためには、今後行われるであろう大垣警察や県警の証人尋問で、しっかりと成果を獲得することが重要です。裁判はいよいよ佳境に入ります。今後とも皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

## 日本国民救援会の全国的支援に感謝！

日本国民救援会では、全国の組織を挙げて大垣警察市民監視違憲訴訟を支援するという方針を出して下さっています。全国各地からたくさんの署名を集め、「激励金」も下さいました。また、10月以来「救援新聞」で、大垣警察市民監視違憲訴訟を連載しています。さらに各本部・支部だけでなく他団体にも働きかけて、裁判所宛の要請書(※)を出す取り組みをされています。

↓「救援新聞」連載

※12月11日、他県・他団体の要請書提出に赴く岐阜県本部役員と当会事務局長↓



# 10・14 裁判報告討論集会

一審裁判も最後の山場に近づき、証拠調べ（証人尋問）をどうするかのか詰めに入ってきました。そのために非公開の進行協議が続き、皆さんに傍聴して頂く口頭弁論期日がなかなか入りません。なので、裁判の現状を報告し、併せて皆さまのご質問やご意見を頂く機会として「裁判報告討論集会」を開催しました。弁護団から

務局から当面の活動目標の提起があり、稲葉当意共同代表から皆さまにご挨拶。そして日本国民救援会本部から「激励金」を頂きました。最後に参加者一同で決意のコールを行いました。



の報告の後、参加者からの質問と意見、原告からの発言がありました。事



## 12・4 NCFOJ 第1回オンラインセミナー開催

前号（17号）で紹介した国連自由権規約委員会第7回日本政府審査に向けてのNGO共同レポートは、「表現の自由と開かれた情報のためのNGO連合（NCFOJ）」という名称で、9月30日に自由権規約委員会に提出しました。NCFOJとして、12月4日に、「共同レポート提出」報告のオンラインセミナーを開催しました。望月衣塑子さんが、メディアへの政権からの圧力と国際社会からのジャーナリストへの応援について当事者の立場から歯切れ良く語っています。閉会挨拶で大垣警察市民監視事件にも言及しました。録画視聴ができます。NCFOJのサイト⇒からYoutubeのURLにアクセスして下さい。（2/12の第2回セミナーの申込み）



## 大垣警察市民監視事件 各地での講演・発言など

- ・11/7 秘密保護法と共謀罪を考える四日市の会 学習会（原告・近藤ゆり子）  
「警察による監視・介入の公然化と共謀罪のねらいー大垣警察市民監視事件を例としてー」
- ・11/29 日本国民救援会栃木県本部第43回定期大会第2部  
『大垣警察市民監視事件』とは何か（弁護団副団長・岡本浩明）
- ・12/5 京都弁護士会オンラインイベント（弁護団長・山田秀樹 zoomで発言）  
「今日、キョーボー罪にしない？ ～共謀罪と監視社会を考えるつどい」

## 12・22 岐阜県警本部への要請&岐阜県庁前宣伝行動

12月22日、岐阜県警本部に「市民監視を速やかにやめるように」という趣旨の要請書を届け、その後、県庁前で宣伝行動を行いました。(1ページ写真参照)

日本では個人情報、勝手に収集されっぱなし、歯止めをかける法律や制度は不十分・未整備です。インターネットの普及で、今や「いつどこで誰に個人情報を掴まれているか分かったものではない」状態になっています。「私企業が金儲けに使う」以上に怖いのは、公権力に

よる市民監視・異論封じです。

公安警察は法的根拠もなく、市民監視(個人情報収集)を行い、得た情報を恣意的に(歪めて)使っています。憲法違反の市民監視はやめろ!の声をもっと大きくしていきましょう。



### 緒方宅盗聴事件・高裁判決とその現代的意義

#### —好評につき増刷—

緒方靖夫さんによる7月の4周年総会の記念講演を冊子としました。A4判本文20頁、頒価:300円。お問い合わせ、ご注文は事務局まで(HPからも)。(おまとめの場合の割引価格もお問い合わせ下さい。)



### 署名目標数にあと一息

12月16日現在、集約した署名筆数は9494筆です。皆さまのご協力により、目標「1万筆」まであと一息です。

1月27日(水)に岐阜地裁に提出する予定です。お手元にある署名は、でき

るだけ早く事務局宛てに送って下さるようお願いいたします。

3月いっぱい、この署名用紙で署名を集めます。さらに「上積み」を!



### 「もの言う」自由を守る会

年会費:個人1000円、団体3000円

《振込先》ゆうちょ銀行

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会

ウェブQRコード

